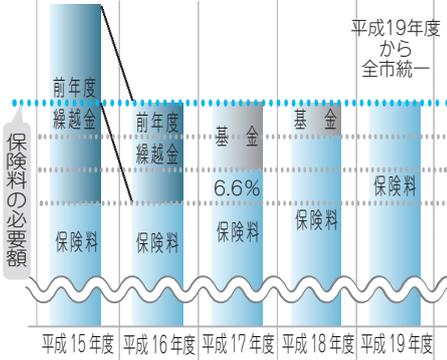


17年度

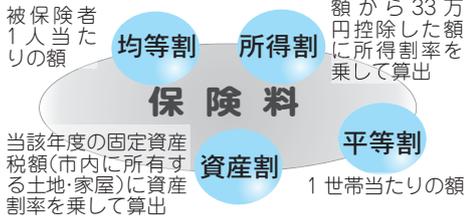
国民健康保険料

国民健康保険料を改定します

【負担調整措置】



【保険料の構成】



鳥取市国民健康保険の現状

医療保険制度は高齢化や医療の高度化などによる医療費の増大、長引く景気の低迷による保険料収入の減などにより、年々厳しい財政状況となっています。特に国民健康保険は、全国の73%の市町村が赤字で、被用者保険(社会保険など)と比べさらに厳しい状況となっており、鳥取市も例外ではありません。鳥取市の国民健康保険会計は、数年前から収支のバランスが崩れ、これまでに繰り越されてきた繰越金に頼った収支内容となっていました。17年度は、繰越金もなくなり大幅な赤字が見込まれるため、保険料の値上げが避けられなくなりました。

国民健康保険料率改定の考え方

このように厳しい状況にある国民健康保険の財政状況ですが、予想される赤字を保険料のみで解消(埋め合わせ)することになると、被保険者のみなさんにとって急激な負担増となるため、当面2年間は緊急時に備えた基金を取り崩しながら段階的に保険料を増やし、合併方針により、平成19年度に市内全域を統一することとしました。

このたびの保険料の改定は、国保財政の健全化と各地域で格差のある保険料率を段階的に統一するために行うものです。このため改定の幅は、地域により異なりますが、平成17年度の1人当たりの保険料は平均で6.6%の増額となります。

【新旧保険料率比較表】

地域	区分	平成16年度(改定前)				平成17年度(改定後)			
		所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)
合併前の鳥取市	医療分	6.30	18.40	24,100	25,600	6.90	20.90	25,400	26,300
	介護分	1.40	4.30	6,700	5,000	改定なし			
国府町	医療分	6.60	24.80	23,000	19,900	7.10	25.20	24,600	22,500
	介護分	1.20	7.00	7,100	4,100	合併前の鳥取市と同一			
福部町	医療分	4.70	31.50	21,700	20,800	5.80	29.70	23,800	23,100
	介護分	1.14	11.00	6,900	7,300	合併前の鳥取市と同一			
河原町	医療分	7.50	40.00	26,000	27,000	7.70	35.30	26,600	27,300
	介護分	0.80	7.00	5,800	3,500	合併前の鳥取市と同一			
用瀬町	医療分	5.52	23.63	20,400	16,700	6.40	24.40	22,900	20,400
	介護分	1.19	7.46	7,700	4,300	合併前の鳥取市と同一			
佐治町	医療分	8.10	40.00	22,800	22,800	8.10	35.30	24,500	24,500
	介護分	1.50	8.85	7,200	7,200	合併前の鳥取市と同一			
気高町	医療分	6.00	32.10	24,100	24,700	6.70	30.10	25,400	25,700
	介護分	0.50	4.00	5,500	3,000	合併前の鳥取市と同一			
鹿野町	医療分	6.30	29.70	26,800	22,400	6.90	28.50	27,200	24,200
	介護分	0.55	5.50	5,500	3,200	合併前の鳥取市と同一			
青谷町	医療分	7.40	37.71	24,000	20,400	7.60	33.80	25,300	22,900
	介護分	1.19	10.19	7,800	4,200	合併前の鳥取市と同一			

保険料の軽減

国が定める基準所得を下回る世帯については保険料が軽減されます。所得を申告していないと軽減されませんので、必ず申告(市民税課で随時受け付け)してください。

減免制度

災害、病気、失業など特別な事情で生活が著しく困難となり保険料の納付ができなくなった場合に、減免制度が受けられます。問い合わせ先までご相談ください。

納付通知書の送付

平成17年度の納付通知書は、7月中旬にお送りします。

便利な口座振替

口座振替にすると、納め忘れもなく、金融機関に払込に向く必要もなく便利で確実です。ご利用の金融機関、郵便局へ納付通知書または保険証、預金通帳、届出印を持参して申し込んでください。

▶口座振替にも、全期前納(前納報奨金あり)と期別振替の2つの方法があります。▶口座振替による全期前納は5月末日までにお申し込みください。

保険料の納付先の拡充

今年度から郵便局の窓口での納付もできるようになりました。*ただし、納付期限内に限ります。



■問い合わせ先 市役所南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3483 / 各総合支所福祉保健課 (16ページ上段参照)